



鳥取県公報

平成 21 年 7 月 17 日 (金)
第 8 1 1 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (461) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (462) (〃) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (463) (森林・林業総室) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (464) (治山砂防課) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止 (465) (東部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (466) (〃) 4
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (467) (〃) 5
	土地改良事業計画の変更の認可 (468) (東部総合事務所農林局) 5
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (469) (八頭総合事務所県民局) 5
	土地改良区の役員の就退任 (470) (中部総合事務所農林局) 6

告 示

鳥取県告示第461号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
米子中海クリニック	米子市彦名町1250	平成21年4月1日
博愛病院発熱外来診療所	米子市東福原一丁目1-45	平成21年5月23日
医療法人中尾医院	鳥取市鹿野町今市1040-1	平成21年6月1日
古川歯科	米子市淀江町佐陀719-19	〃
船木歯科クリニック	東伯郡琴浦町大字赤碕1087-9	平成21年7月1日
ララ歯科クリニック	東伯郡三朝町大字大瀬1076-4	〃
こやまハーブ薬局	鳥取市湖山町北一丁目463-1	〃

鳥取県告示第462号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
米子中海病院	米子市彦名町1250	平成21年3月31日
中尾医院	鳥取市鹿野町今市1040-1	平成21年5月31日

鳥取県告示第463号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市用瀬町古用瀬字赤松谷上ミ平655の1、655の2、字赤松奥本谷656、657（次の図に示す部分に限る。）、658の1、658の2、659、金屋字春コリ場谷235、字砂シキ谷236、字スリコ場谷237の1、237の2、字太平山238、字ユリハケ谷239、字八世ヶ谷240、字スリコ場谷蔭平241、字大スンカ242、字小スンカ243、字本谷日ノ向平254の1、字カラビツ255、字カラトヨノ谷256の1、256の2、字ホウノ木峠257、字熊助谷258、字ハンシヶ谷259の1、259の2、字スルメヶ谷260、字横手ヶ谷261、赤波字渡瀬谷1503、字ハサヒ谷1504の1、

1504の2、字茶ウス岩1505、字馬乗岩1506、字小屋ノ谷1507、字水神ヶ谷1508、字横谷1509の1から1509の3まで、字小サクラ1510、字ハル谷1512、字長崩ノ西平1513の1から1513の6まで、字大立岩1514の1から1514の12まで、字小立岩1515の1から1515の3まで、字大石川1925、1930、1931、字大熊1968の1、1968の2、字小石川谷上ミ塔1971の1から1971の3まで、字助右エ門谷2470、2471、2472の1、2472の2、字登リ尾西平2477、字西カマト2478、字岡濱ノ平2479の1から2479の3まで、2480、2480の1、字妙ヶ谷2481

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第464号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成21年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

山田1地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡三朝町大字山田字上荘262-1	1号
東伯郡三朝町大字山田字宮ノ谷307	2号
東伯郡三朝町大字山田字沢向100	3号
東伯郡三朝町大字山田字北平64-1	4号
東伯郡三朝町大字山田字沢向73-1地先水路敷	5号
東伯郡三朝町大字山田字沢向76-1	6号
東伯郡三朝町大字山田字先ノ土井116-1地先水路敷	7号
東伯郡三朝町大字山田字先ノ土井107-1	8号
東伯郡三朝町大字山田字先ノ土井105-1地先道路敷	9号
東伯郡三朝町大字山田字上荘258地先道路敷	10号
東伯郡三朝町大字山田字上荘263地先水路敷	11号

鳥取県告示第465号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 会長 石谷 雅文	鳥取市社会福祉協議会鳥取事業所	鳥取市富安二丁目96	平成21年5月15日	訪問介護
〃	鳥取市社会福祉協議会河原事業所	鳥取市河原町渡一木277-1	〃	〃
〃	鳥取市社会福祉協議会佐治事業所	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	〃	〃
〃	鳥取市社会福祉協議会鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市651-1	〃	〃
〃	鳥取市社会福祉協議会青谷事業所	鳥取市青谷町善田31-1	〃	〃

鳥取県告示第466号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 会長 石谷 雅文	鳥取市社会福祉協議会鳥取事業所	鳥取市富安二丁目96	平成21年5月15日	介護予防訪問介護
〃	鳥取市社会福祉協議会河原事業所	鳥取市河原町渡一木277-1	〃	〃
〃	鳥取市社会福祉協議会佐治事業所	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	〃	〃
〃	鳥取市社会福祉協議会鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市651-1	〃	〃
〃	鳥取市社会福祉協議会青谷事業所	鳥取市青谷町善田31-1	〃	〃

鳥取県告示第467号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 会長 石谷 雅文	鳥取市居宅介護支援事業所	鳥取市富安二丁目96	平成21年5月15日

鳥取県告示第468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（非補助土地改良事業福井地区区画整理）に係る計画変更を平成21年7月13日同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成21年7月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

鳥取県告示第469号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年9月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年7月17日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

1 申請のあった年月日

平成21年7月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たんぼぼ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

瀧田 安代

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡八頭町井古35

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者等の福祉サービスを必要とする方に対して、利用者個人の能力に応じた作業訓練等、様々な社会福祉活動を通して、自立につなげるための支援に関する事業を行い、地域に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項
事業及び事業年度

鳥取県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条水系土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年7月17日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理事	山口 喜代美	倉吉市巖城1195-3
〃	山本 公孝	倉吉市小田131
〃	南條 康博	倉吉市井手畑129
〃	細川 國弘	倉吉市新田294-2
〃	大上 哲人	倉吉市穴窪231
〃	池田 捷昭	東伯郡北栄町江北810-1
〃	石川 孝平	東伯郡北栄町江北1667-1
〃	野嶋 延幸	東伯郡北栄町国坂537
〃	井上 浩	東伯郡北栄町国坂270
〃	岸田 一成	東伯郡北栄町土下175
〃	田熊 巖	東伯郡北栄町米里319-1
〃	谷口 重寿	東伯郡北栄町曲1093
〃	稲本 喜久	東伯郡北栄町田井345
〃	前田 茂樹	東伯郡北栄町下神631
〃	原田 健	東伯郡北栄町松神829
〃	永田 恭彦	東伯郡北栄町東園407
〃	上井 敬	東伯郡北栄町西園931
〃	谷口 公正	東伯郡北栄町瀬戸761
監事	岸田 佳人	倉吉市古川沢246
〃	池田 誠	東伯郡北栄町江北607
〃	岩垣 道弘	東伯郡北栄町北条島580
〃	油本 武義	東伯郡北栄町六尾443

平成21年6月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山本 公孝	倉吉市小田131
〃	南條 康博	倉吉市井手畑129
〃	細川 國弘	倉吉市新田294-2
〃	大上 哲人	倉吉市穴窪231
〃	池田 捷昭	東伯郡北栄町江北810-1
〃	中田 賢一	東伯郡北栄町江北2743-11
〃	井上 廣一	東伯郡北栄町国坂522

”	井 上 浩	東伯郡北栄町国坂270
”	岸 田 一成	東伯郡北栄町土下175
”	田 熊 孝 則	東伯郡北栄町米里295
”	木 村 悟	東伯郡北栄町北尾433
”	中 村 昭 康	東伯郡北栄町田井409
”	前 田 茂 樹	東伯郡北栄町下神631
”	永 田 恭 彦	東伯郡北栄町東園407
”	山 田 敏 広	東伯郡北栄町西園1186
”	山 崎 伸 二	東伯郡北栄町瀬戸66-1
”	東 茂 紀	東伯郡北栄町原853
監 事	岸 田 佳 人	倉吉市古川沢246
”	原 田 健	東伯郡北栄町松神829
”	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324

平成21年7月1日就任 任期4年